

露店等の開設届出に係る指導等について

1 届出について

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催しにおいて対象火気器具等を使用する露店等を開設しようとする者は、あらかじめ露店等の開設届出書（様式第15号）により、次に掲げる事項を留意した上で、消防長または消防署長へ提出するものとする。

- (1) 消火器の設置に関しては、対象火気器具等を使用する露店等については、原則設置する。
（共同テント等で使用に支障がない場合は、歩行距離20メートル以内を確保できれば共同での使用を可能とする。）
- (2) 会場レイアウト図等（店舗や消火器の配置が分かる図）を添付すること。
- (3) 団体で申し込む場合は、全ての店舗とその責任者が分かる図等を添付すること。
- (4) あらかじめ（概ね7日前）催し開催日までに提出すること。
- (5) やむを得ない事情がある場合は、FAXにて提出することができる。

2 事務処理及び現場指導

催しが実施される会場の管轄署においては、火災予防条例規則第15条に基づき事務処理を行うとともに、必要に応じ現場指導を実施すること。